



横浜市指定管理者第三者評価のご案内

横浜市指定管理者第三者評価制度とは？

指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものです。この制度が導入されたことにより、これまで公共的団体等に限られていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。

横浜市では、公の施設の管理水準の維持向上を図るため、指定管理者が行っている施設運営について、客観的な第三者による点検評価を実施しています。この第三者評価を活用することで、指定管理者は自らが業務改善を行い、施設運営の改善につなげることが可能となります。

なお、指定管理者制度を導入した施設は、指定期間内(5年間)に最低1回は第三者評価を実施することが原則となっています。

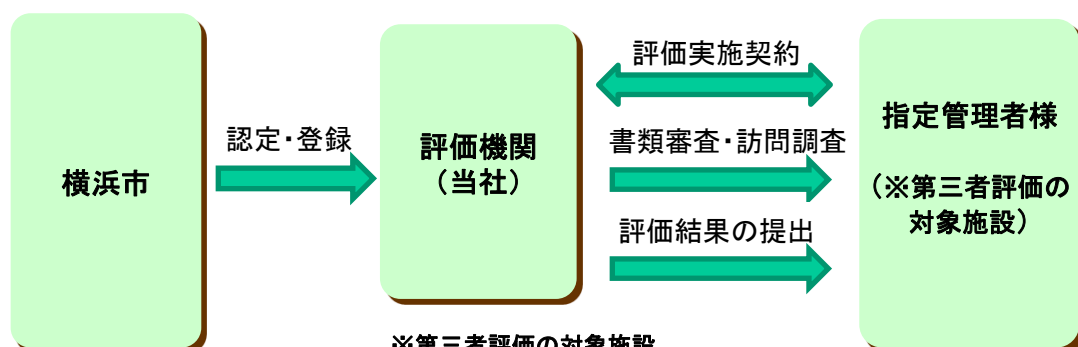
当社による指定管理者第三者評価

当社は、横浜市指定管理者第三者評価機関【**認定番号 27-01(更新)**】となっています。一級建築士、技術士、中小企業診断士、危機管理士、防犯設備士などの資格を有する、横浜市の認定を受けた専門評価員(※)が点検評価を実施します。(※)横浜市認定評価員数：5名(2019年4月1日現在)

当社は、SOMPOホールディングスグループのグループ会社として、これまでの豊富なコンサルティング実績・経験・知見をもとに、指定管理者様の施設運営の改善やサービスの向上のための支援を実施します。

横浜市指定管理者第三者評価制度の概要図

(横浜市政策局共創推進室のホームページの内容に基づき、当社にて作成)



※第三者評価の対象施設

横浜市内の以下の区民利用施設が対象となります。

(地区センター、コミュニティーハウス、集会所、スポーツ会館、公会堂
スポーツセンター、老人福祉センター、福祉保健活動拠点、
地域ケアプラザ、こどもログハウス)

第三者評価実施のメリット

- 指定管理者様による対象施設の管理運営状況を見直すことができます。
- 第三者の視点による評価を受けることで、これまでに気づかなかったサービスや施設運営管理上の改善点について、気づきの機会が得られます。
- ホームページや施設内などで評価結果を公表することで、利用者や地域の皆様に、施設の管理運営状況やサービス向上の取り組みについて理解を深めてもらうことができます。

第三者評価実施の流れ

ステップ1: 契約の締結

点検評価実施にあたっての契約内容等について当社からご説明し、内容に合意した上で契約を締結します。



ステップ2: 事前調査の実施

指定管理者様から事前に提出された書類や評価シートによる自己評価結果にもとづいて、当社で事前調査を実施します。



ステップ3: 訪問調査の実施

当社の専門評価員が指定管理者様を訪問し、指定管理者様へのヒアリング、書類等の確認、現地視察を実施します。



ステップ4: 評価結果の報告

当社でとりまとめた評価結果等の内容を指定管理者様にご確認いただきます。内容の確認後、最終評価結果を提出します。

評価費用

1施設につき、200,000円(税抜)

※上記は、横浜市が指定する金額となります。



SOMPOリスクマネジメント株式会社

リスク調査部

〒160-0023

東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル

TEL 03-3349-5478 FAX 03-3349-5974

URL <http://www.sompo-rc.co.jp>